

# 糀谷社労士の人事・労務Q & A (第63回)

2022.6

## 今回のテーマ：退職代行会社から連絡！？

Q. 先日、退職代行会社から従業員が退職するという連絡がありました。今まで、このようなケースがなかったので、どのようにすればいいのか戸惑っています。退職代行会社とはどのようなものなのでしょう。また、退職に関する連絡は直接、退職する職員にはしないように言われましたが、従わなければならないのでしょうか？

A. 退職代行会社には大きく分けると3種類があります。①弁護士②労働組合③民間会社です。  
 弁護士は代理人として、そして労働組合は団体交渉権があるということで、退職従業員とはなく、彼らと交渉を行うこととなります。しかし、民間会社には交渉する権限がありません。たとえ退職従業員の希望だとしても、民間会社が交渉することは非弁行為となり、弁護士法に違反します。そのため、民間の退職代行会社から本人との直接交渉をしないように求められても応じる義務はありません。退職届が民間の退職代行会社から郵送されてきた場合にそれが本当に本人の意思なのか、また、退職日を調整したいなどの理由で直接本人に連絡しても問題ありません。民間の退職代行会社に御社の希望や内容を伝えても違法ではありませんが、民間の退職代行会社はその内容を本人に伝えるだけなので、手間と時間は、かかります。

今回のように退職代行会社から退職についての連絡があった場合には、まず相手が上記に示した中のどのような立場なのかを確認して、適切に対応する必要があることに留意してください。

弁護士や労働組合の場合は、退職する従業員に直接、連絡できない！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
 糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
 〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
 湖東ビル 2階 2-2号室  
 TEL 077-518-1960  
 FAX 077-586-7481  
 E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
 HP <http://www.office-kojitani.com/>



：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：  
 執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**